

平成16年（行ウ）第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事 外4名

調査嘱託申立書に対する意見書

平成19年9月26日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関 口 幸 男



平成19年（2007年）9月10日付けで原告らから提出のあった調査嘱託申立書（以下「申立書」という。）に対し、下記のとおり意見上申する。

記

第1 上申の趣旨

原告らの申立書は、その必要性を欠くものであるから、これを不採用とすべきであると考えます。

第2 上申の理由

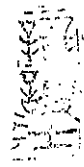
- 1 原告らは、昭和22年のカスリーン台風による実績降雨を現況（平成16年当時）の利根川に降らせた場合の洪水流量のシュミレーション結果により、八斗島基準点の基本高水ピーク流量が毎秒2万2,000立方メートルにはならなかったことを明らかにするため、国土交通省に対して河道データ等を明らかにするように申立を行っている。



- 2 しかし、利根川の基本高水のピーク流量毎秒2万2,000立方メートルは、国の定めた洪水防御の目標とする計画規模であって、利根川流域の人口・資産の集中度合いから、国が政策的判断で決定しているものである。
- 3 基本高水のピーク流量が、昭和22年に流れた洪水の規模であるかないかを立証する調査は、そもそも無意味である。また、地方自治法第242条の2第1項第1号、第3号及び第4号の規定に基づき原告が請求している、①埼玉県公営企業管理者は、八ッ場ダムに関し、建設費負担金などを支出してはならないこと、②埼玉県公営企業管理者が、国土交通大臣に対し、八ッ場ダム使用権設定申請を取り下げないのは違法だと確認すること、③埼玉県知事は、八ッ場ダムに関し、受益者負担金、県一般会計から水道事業特別会計への繰出金などを支出してはならないこと、④土地水政策課長、財政課長、河川砂防課長は、埼玉県を代表して債務者上田清司（平成16年9月10日以前の一年間に埼玉県知事の地位にあった者）に対し、損害賠償請求を行うこと、⑤埼玉県公営企業管理者は、埼玉県を代表して債務者田村健次（平成16年9月10日以前の一年間に埼玉県公営企業管理者の地位にあった者）に対し、損害賠償請求を行うことに結びつくものでもないので、本申立は争点には関係なく全く無意味である。

また、昭和22年のカスリーン台風時に八斗島上流で氾濫があったのか無かったのかを証明するために提出された利根川上流堤防存否等調査報告書（甲第B54号証）は、利根川本川の河道を調査したにすぎない。部分的な河道調査結果から原告が推測した利根川の八斗島上流で氾濫した事実はない、という原告の主張は、利根川に集まる支川の氾濫について全く考慮されていない。

利根川上流の群馬県内では、カスリーン台風により発生した土石流により甚大な被害（死者592名、行方不明者107名、家屋の流出及び倒壊1,936戸、家屋の半壊1,948戸、家屋浸水71,055戸）（次回口頭弁論期日に乙第95号証として提出）が発生しており、土砂で埋まった河川はその後



の地元住民等の尽力により河川改修が進められ、復興を果たした事実があることを欠いている。

そもそも、八ッ場ダムの洪水調節施設の整備により、利根川のピーク流量が低減され、治水安全度が向上されることは容易に理解される事実である。いずれにしても、本調査嘱託申立の趣旨とされる過去の洪水の氾濫量や洪水量の数値の多寡を議論しても八ッ場ダムによる治水効果に影響を及ぼすものではなく、何ら意味を持たない。なお、付言すれば、八ッ場ダムの治水効果は、カスリーン台風の再来時だけを想定しているものではない。

以上